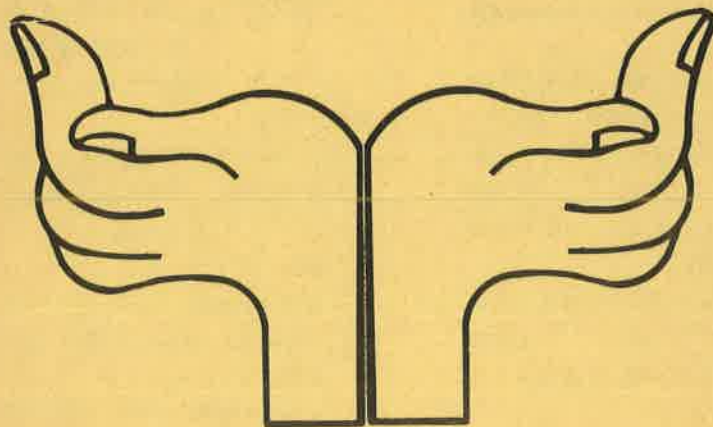


民闘連 ニュース

1975. 8 第 3 号



目 次

■ 関東民闘連と兵庫民闘連発足す

民族差別を告発す！——関東民闘連結成集会——	1
基調報告	2
全ての民族差別撤廃にむけた闘争を！——兵庫民闘連設立総会——	3
決議文	5
〔投稿〕 怒りを愛情に変えて 洪永其	6

■ 外国人の雇用拒否は法律違反ではない

労働省、労務行政研究所糾弾に総力を！	8
交渉経過報告	9
資料 1 「労政時報」相談室の問と答	13
資料 2 労務行政研究所の文書回答	15

■ 民族差別と闘う各地の運動から

東北・民族差別撤廃にむけた個別闘争	17
関西・京都韓国学園建設問題の意味するもの	18
関東・本能化している子供たちの差別への恐怖	19

発行 民族差別と闘う連絡協議会

「民 闘 連」

全国交流集会への案内

全国の各地で民族差別と闘っている活動者が一堂に会し、各地での活動報告、問題点、運動戦略など当面する問題を出し合い、それぞれの実践経験をもって交流を計り、民族差別に対する闘いの輪を広げようとするのがこの交流集会の趣旨です。

民闘連に加盟しているグループはもちろんのこと、加盟されていないグループにも参加を積極的に呼びかけます。奮って参加して下さい。

なお、プログラムは下記の通りです。

記

- 名称 第一回民闘連全国交流集会
主催 民闘連全国交流集会実行委員会
日時 8月30日(土) P.M 5:00 から
8月31日(日) P.M 5:00 まで
場所 大阪芦原橋部落解放センター
参加費 詳細未定
集会内容
〔第一部〕 30日夜
1. 民闘連全国代表者会議報告 (RAIK)
2. 全国各地の現状報告
・各地区とも事前に報告書を提出。
・分科会項目をふまえた具体的な運動と取組みの報告
・各地における民闘連形成の段階と問題点

〔第二部〕 31日朝～昼

分科会

第一分科会

- ・住宅・児童手当を中心とした行政闘争の現段階と問題点
(責任団体) 兵庫民闘連

第二分科会

- ・法的地位問題
申京煥、韓敏栄氏の強制退去の個別ケースを媒介に。
(責任団体) 神奈川朝聞研

第三分科会

- ・入学差別、進路保障等、日本人学校での教育問題
(責任団体) 大阪・日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会

第四分科会

- ・地域活動における問題点と今後の方向
(責任団体) 川崎・在日同胞の人権を守る会

〔第三部〕 31日 夕

1. 各分科会報告
2. 全体討議と民闘連の今後の方向
3. 運営委員によるまとめ
・現状の整理、共闘、今後の方向の可能性をめぐって。

以上

問合せは下記にして下さい。

・関西民闘連

〒544 大阪市生野区中川西2-6-10
在日韓国基督教会館内
TEL 06-731-6801

・RAIK——在日韓国人問題研究所

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52
TEL 03-203-7575

関東民闘連 と 兵庫民闘連結成 す

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は、ますます巧妙に、陰湿な形で進んでいる。

為政者たちは、民衆をうまく統治するために差別はなくてはならないものだと思っているらしい。最近明らかになった労政時報の問題で、労働省がグルになって在日外国人（具体的には韓国人・朝鮮人・中国人）に対する就職差別を法的に正当化しようとする動きには、我々の肝を冷してあまりあるものがある。

我々は、差別は生れるのではなく、作り出されるということを肝に命じなければならない。差別を作り出す者の力は大きく、その組織は強固である。我々がその強大な差別構造と闘おうとするとき、具体的なケースを通してしか関わりきれない。しかし、その一つ一つを勝ち取ることによって、確実に差別構造を揺るがすことができる。

民闘連は、個々で担われている民族差別糾弾闘争が互いに連絡を持つためにできたものである。一つの運動体で担いきれない闘争を協力して闘えるメリットがある。いろんな運動の中で自分たちの運動を位置付けられるメリットがある。分散されている力が一つとなって差別構造と闘えるメリットがある。

去る7月27日、関東と兵庫で民闘連の結成集会が持たれたことによって、すでに設立されている関西民闘連とあわせて、三地方で民闘連が具体化されることになった。とりわけ今回関東と兵庫で民闘連が結成されたことは、民闘連が全国的な拡がりを持っていることを示すだけではなく、関西地方もあわせて、日本で最も在日韓国・朝鮮人が多く住み、それだけ民族差別問題が多く表われている地方で組織的に民族差別問題と闘える体制ができた事は、今後の民族差別糾弾闘争に大きな前進をもたらすことになる。

民族差別を告発す

一 関東民闘連結成集会一

快晴にめぐまれたさる7月27日の日曜日、川崎駅前にある川崎市労連会館において“民族差別と闘う関東連絡協議会”の結成集会がもたれた。集会の呼びかけ人は「川崎・在日同胞の人権を守る会」（代表朴鐘碩）と「神奈川朝鮮問題研究会」（代表高浪徹夫）。この日の集会によって、これまで個別に担われてきた民族差別との闘争が、関東の地にあって連帯の輪が広がるようになった。

集会には、この日正式に関東民闘連に加盟を表明した社会福祉法人青丘社、NCC（日本キリスト教協議会）人権委員会等の5団体と、組織内部で加盟を決議しなかったが、今後とも関東民闘連と関係を持つことを明ら

にした「申君を支える会関東連絡会」、「樺太抑留韓国人帰還訴訟裁判実行委員会」等の団体、個人合わせて約50人が集った。

この日の集会は、人権を守る会の朴鐘碩君の司会で進められ、最初に今日の民闘連絡会の契機になった日立闘争のスライドを参加者一同で見、日立闘争の意義ひいては民闘連の意義を確認しあった。続いて呼びかけ団体である神奈川朝問研の高浪氏から基調報告がなされた。高浪氏は基調報告の中で日立闘争後の反省から民闘連設立に至った過程を述べ（関東民闘連結成に向けて参照）、続いて関東民闘連が一体となって担うべき課題として労政時報の問題が出された。（労政時報の頁参照）

続いて参加各団体の連帯の挨拶がなされたが、各代表の挨拶は民闘連設立集会にふさわしく各地で起っている民族差別の問題を鋭く

告発するものであった。

まず最初に挨拶に立った日本朝鮮研究所の佐藤勝己氏は、在日朝鮮人に対する入学差別が私立高校だけでなく、東京都立の定時制高校でも起っていることの具体例をあげ民族差別がより巧妙に、より根深く日本社会に定着していることを指摘して、各地域での民族差別と闘うべく結成された民闘連の意義と役割を強調した。

つづいて挨拶に立った社会福祉法人青丘社の李仁夏牧師は、保育園で民族教育を受け本名を名づけていた児童が小学校に入ると通名を使うようになり、日本社会の中で民族性が奪われていく現状を悲しみを込めて指摘し、参加者に今日我々が抱えている問題が、いかに深刻なものであるかを訴えた。

つづいて川崎・在日同胞の人権を守る会と神奈川朝問研から川崎の在日朝鮮人の歴史、生活状況を知るため継続して行われる合同地域調査と、桜本・池上町の夏休み子供会活動の協力の要請がなされた。

また、神奈川キリスト者の会とNCC人権委員会の連帯の挨拶の後、申君を支える会関東連絡会と樺太裁判実行委員会から、オブザーバー参加の表明と運動の協力要請がなされた。

つづいて自由討論に入り、横浜の教師のグループから教材として使用されている横浜市教育委員会発行の「横浜の歴史」という副読本が関東大震災に関する記述の部分に朝鮮人があたかも加害者であるかのごとく書かれている為、市や教育委員会に対し運動を展開している事を訴えるとともに、民闘連と積極的に関わっていくという姿勢が示された。

また参加者の中から、民闘連が民族団体との関係をどのようにもつのかという質問が出された。この質問に対し、呼びかけ団体から各民族団体の運動をそれはそれで評価しつつ民闘連としてはイデオロギーを問わない事。具体的には地域・現場で民族差別と闘っているグループ及びこの方針を支持する団体又は個人が民闘連に加盟し、地域で表われている民族差別と闘うことによって在日朝鮮人問題を

を解決していくという理念が出され、これが関東民闘連の運動の機軸となった。

最後に呼びかけ団体から今後の関東民闘連のスケジュールが発表され、参加者一同が関東民闘連の結成を祝っての拍手のうちに関東民闘連結成集会の幕がおろされた。

尚、8月4日にもたれた第1回活動者会議で、代表者に佐藤勝己氏と李仁夏牧師が選定され、同時に労政時報の問題を関東民闘連として関わる事と、定例会議を毎月第1火曜日にもつことが決められた。

【基調報告】

関東民闘連結成に向けて

(A) 日立闘争後の討論軸

日立闘争を闘った仲間が、闘争の勝利・<朴君を囲む会>解散後もなぜ仲間であり続けようとしているのか。そして、その団結の中にどのような問題意識と方向性を含ませようとしているのか。

(1) 日立との直接的関係

「日立は、日本という差別社会の縮図であり、差別と侵略を一体となっておし進めている」が、それは変わったのか変わらなかったのか。――同化差別とより巧妙な就職差別
朴君・諮問委員会を媒介として、日立を持続的に抱擁・監視すること。

(2) 持続的に闘うべき共通の課題

就職差別の無数の存在、それに連なる差別と同化の教育、民族差別行政、入管体制～在日朝鮮人・韓国人の人間性破壊

日本人は自身の労働運動・民主主義の内実の問題として。朝鮮人・韓国人は、差別反対闘争を通じて、民族主体を確立し、祖国に結びつく民族運動の一環として。

(3) 作風の一致

差別の現実と実態に学び、そこに徹底的に依拠することを通じて闘い抜くこと。悪しき政治主義を排すだけでなく、運動の具体的発展によってのみその普遍的意義をおし拡げることができるという大衆運動の原則の確認。

(B) 全国民闘連の動向

全国代表者会議の設定、各地における闘い（民闘連ニュース1号・2号参照）とりわけ差別行政撤廃闘争の川崎から全国への波及～兵庫民闘連の設立。

(C) 関東民闘連について

(1) なぜ関東の民闘連が必要なのか

川崎地区行政闘争の反省～本闘争は、在日韓国人側の地域に根ざした長期的な民族運動の一環として闘われた。従って、闘いは要求それ自体に届かず、民族差別行政全体の問題（地区の実態・就職差別・同化教育・行政の差別的取扱等）を内包していた。しかし日本人側は、要求獲得という次元においてすら満足な共闘ができず、当然にも、日本人の立場から差別行政を問い直す視点をもちえなかった。そして、その限界は、韓国人の運動をも、逆に規制している。

(A)で述べた課題を担ってゆくためには、個別闘争における共同闘争に止まらず、地域に根ざした闘争における立場の違いを踏まえた長期的共同作業の方向を一つの柱としてすすめる必要がある。全国民闘連をセンターとして各地交流、全国的課題の共有化、共闘のステップをふみながら、運動の発展に則して各地の民闘連を形成してゆかねばならない。

(2) 担うべき事柄

(A)の課題を担うためには、日朝の共同闘争が不可欠である。民闘連は、その前提として共同闘争の場を保障する。

(1)地域に根ざした、生活・教育・入管・行政等、様々な分野におけるプラン実践の共同作業の窓口・各地各団体との実践行流

(2)地域を軸とした要求闘争時における運動母体

(3)各個別課題を責任団体と共闘すると共にその課題の普遍的な意味を地域各現場に則して消化し、運動に返してゆく機能

(4)全国の仲間と連帯し、共闘・支援の提起に積極的に対応してゆくこと。

(5)個別闘争のわくに届まらない課題や、設立の基本線に関わる課題を、責任団体として闘いきること。（文責・神奈川朝間研）

全ての民族差別撤廃に

むけた闘争を！

—兵庫民闘連設立総会—

7月27日、関東における民闘連の発足と時を同じくして、兵庫県尼崎市の市立小田地区会館で14団体約80名の参加者をもって「兵庫民闘連」の設立総会が開かれた。

すでに対尼崎市との差別行政闘争で14団体が糾合し、民族差別撤廃にむけ着実な闘争を重ねているがこの日の設立総会をもって、組織的に正式発足したことになる。

集会は午後2時すぎからはじめられ、演壇にかかげられた「在日韓国人・朝鮮人と日本人との共同闘争として民闘連運動をすすめよう」「尼崎市差別行政撤廃闘争に勝利し県下に闘いを広めよう」「全国で民族差別と闘っている仲間と連帯しよう」「民族排外・抑圧の入管体制と闘おう」といったスローガンを背に、朴啓閔氏（韓民懇）の開会辞がのべられ、桑原重夫牧師（在日外国人の人権を守る会）のあいさつにつづいて活動経過報告が崔昌寿氏（尼崎在日同胞の人権を守る会）から報告された。基調報告は、在日韓国人部会から金義晴氏（朴君を囲む会）、日本人部会から北川圭子氏（新しい教師の会）の二者によってそれぞれなされた。このあとさらに中村大蔵氏（阪神医療生活協同組合）から活動方針案と規約の提案があり、原案通り満場一致で採択された。ひきつづき各関係団体からの連帯アピール、そして決議文とスローガンが採択された。

■代表に洪永其牧師

兵庫民闘連の役員選出にあたり、民闘連結成に力をつくした在日大韓基督教武庫川教会の洪永其牧師が代表に選出された。なお協議会構成の14団体から代表一人ずつを選出し幹事会が構成された。

■基調報告（要旨）

日本人部会

(1) 日本人と在日韓国人・朝鮮人との共同闘争として民族差別の苛酷な実態を現実的課題とし、日本人自身の無自覚性を問う大衆的運動としての意義を評価し、運動を発展させなければならない。

(2) 14団体の差別行政への取り組みを、支援団体から共同闘争に発展させていくためには、日本人側の民族差別に対する主体性を確立していかなければならない。それは、とりもなおさず民族差別を放置してきた行政があり、それを容認してきた日本人の問題として行政闘争をこなしていかなければならない。

(3) 児童手当交渉において、「日本人と同等」ということではすまされない日本人自身の歴史的責任を明らかにした運動をすすめていかなければならない。

(4) 民族教育問題については、市教委の民族差別一般論の疑暗性をたたきつつ、民闘連として行政闘争と一体化したもののとしての教育闘争を設定する。民族的自覚の教育活動を公教育、地域等のなかで実践し、かつ就職・進学などの進路保障の闘いを地域と学校、民闘連と教育労働者との連けいによる地域総合運動へと発展させなければならない。

(5) 在日韓国人・朝鮮人に対する権力側の抑圧政策と、内からの差別体制という一体化

した差別構造における差別行政撤廃闘争として運動を位置づけ、日本人として闘う主体性を確立していかなければならない。

韓国人部会

(1) 今日の日本社会の我々同胞に対する権力の政策は＜同化＞と＜追放＞そのものである。そうした政策への最も大きな反撃は、日立糾弾闘争の経験でも実証されたことであるが、個々の民族差別による不条理への闘いである。そして、在日同胞、主に青年のあり方を追求しつつ、徹底した闘いの中で真の民族主体を構築するものとして最後まで闘っていかなければならない。

(2) 日立糾弾闘争の地平を踏まえて

深刻なほどの＜同化＞に対する重要な武器は『やれば出来る』という民族差別に対する強い抵抗の意識である。同化に対する荒戦を同胞全体の問題として、大状況を変革すれば小状況が変わる式の教条的なものでなく、現実の差別を克服するなかで＜同化＞を克服する主体を多様な現状のなかから構築する共同の作業に取りくまなければならない。そして本国民衆との共同闘争は、日本社会での民族差別と闘うことを欠落しては成立し得ず、祖国の統一への参与もあり得ない。

(3) 民闘連への関り

具体的かつ実践の場として、韓国人・朝鮮人と日本人との立場を明確化した闘いへの取



りくみのうえに積極的な共闘を実現させ、個々の民族差別との苦しい闘いのつみあげのなかで、日本人との真の共闘を構築しなければならない。

民闘連の運動の出発にあたって尼崎市の差別行政撤廃闘争を更に深化させ、民族教育の確立、法的地位面での闘いを韓国人部会としても積極的に推進し、この闘いを我々の＜同化＞克服の武器とする。

■ 活動方針

(1) 日本社会での民族差別、とりわけ在日韓国人・朝鮮人への民族差別との闘いを日本人・韓国人・朝鮮人の共同闘争として進める。

(2) 日本社会で生起する民族差別の個別的現象面での撤廃はもちろんのこと、その差別構造そのものへの闘いを起していく。

(3) 兵庫県下の各地方自治体の行政責任を追及し、地方自治体の行政責任を明確にしていく。

(4) 民族差別を許している社会状況をえぐり、それぞれの加盟団体が共同であるいは、それぞれの活動分野での、啓蒙、宣伝、教育実践を行う。

■ 加盟団体

在日大韓基督教武庫川教会

在日大韓基督教武庫川教会青年会

尼崎在日同胞の人権を守る会

在日韓国基督教教会館(KCC)

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会

在日韓国人民民主懇談会

在日外国人の人権を守る会

阪神医療生活協同組合

朴君を囲む会尼崎連絡会議

部落解放同盟神崎支部

尼崎市職員部落解放研究会

西宮市朝鮮史入門会

新しい教師の会(NTA)

日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会

■ 兵庫民闘連設立総会決議文

本日、私たちは兵庫県下に居住する在日韓国人、朝鮮人をはじめとする外国人への民族差別をなくすべく、固い決意をもって《民族差別と闘う兵庫連絡協議会設立総会》に結集した。この民族差別と闘う兵庫連絡協議会は主として昨年10月から尼崎市当局の民族差別的な行政を是正、改善させるために展開、継続されている対尼崎市交渉を軸として運動の急速な高まりと、同時にこの運動に関して支えていこうとする仲間が日を追って増えている。非常に昂揚した気運の中で質量ともにさらに充実した日本人と韓国人、朝鮮人の共闘組織として、新たな飛躍、発展を期して設立された。

日本社会における韓国人・朝鮮人に対する民族差別の根は非常に深いものがあり、日本人側にあっては差別の実態をほとんどとらえきれず、一方その民族排外主義的な思想は、あまつさえ被差別者であるはずの韓国人・朝鮮人の意識の中にまで浸透しているというきわめて憂うべき状態にある。しかしながら昨年6月19日、日立による朴鐘碩君への民族的就職差別に対する裁判が完全勝利を獲得したことは、民族差別に対する新たな視点をもたらした。すなわち在日韓国人・朝鮮人は本来の意味で人間らしく生きていく権利を要求することができるし、しなければならないということである。＜他民族を抑圧するものは自ら自由ではありえない＞ということばをもちだすまでもなく、在日韓国人・朝鮮人に対する差別抑圧は、日本社会の支配構造を正当化ならしめる巧妙な手段となっており、これと闘うことは在日韓国人・朝鮮人自身にとって急を要する切実な問題であるばかりでなく当然日本人にとっても自らの問題としてとらえるべき重大な課題といわねばならない。

私たちがこれまで主要にかかわってきた尼崎市における対市交渉についてみれば市営住宅への入居権や児童手当の支給等、その成果に直接の影響をうける者は偏るに韓国人、朝

鮮人であるが、その差別状況を残しておくことは日本人自身の生活をも低く圧迫する口臭を放置することにはかならない。また民族差別—民族排外主義とはいいかえれば民族エゴイズムであり、その行きつくところは植民地化、戦争への道である。

私たち日本社会におけるこのような民族差別を断固として排除し、なくしていくために燃えるような熱意と、いかなる攻撃をもはねかえす強靱な友情をもって力強い第一歩を踏み出した。さしあたって兵庫県下での在日韓国人・朝鮮人に対する差別をなくすことを目標とする私たちは、日本人部会ならびに韓国人部会から示された基調をさらに深めつつ、

たんに兵庫県下のみに視野をとどめるのではなく、全国の闘争仲間と手を携えて、より広範な運動を展開させていかなければならない。また運動の課題についてもたんに行政当局との交渉のみに限定するのではなく、地域、学校、職場といった具体的な生活の場であらわれてくる問題を積極的にとらえ解決しうる力とならなければならない。このような課題を着実に推進していくために、活動方針にもとづいて全力をふりしぼって闘うことを決議する。

1975年7月27日

民族差別と闘う兵庫連絡協議会

【投 稿】

怒りを愛情に変えて

洪 永 其

本日より、私達の民間連が一つの組織体としてスタートすることになったことは、私の大きな喜びであります。しかし、前途は容易ではなく多難なものがあると思います。

この運動は、今日の世界情勢から見て当然の世論であり、文明人の叫びでもあります。科学と文明の進歩により、如延の国においても人間尊重と平和共存が基本精神であって、人種差別・民族差別・人権侵害は罪悪であるとして厳しく非難されて来ました。しかし、日本はどうでしょうか？ 在日韓国人を強制連行・強制労働によって、青春を奪っておいでも、何ら反省することなく、民族差別を続けているではありませんか。我々は過去の日帝の権力があまりにも強力であったので恐怖心や差別感覚が麻痺されていたのも事実です。しかし、私自身幼い頃から日本人が朝鮮人を牛か豚のように扱ってきたのを見ているし、強制連行の現場も見えています。私はその時、おばあさんが気狂いのように泣きわめいていたのを今でもはっきり覚えています。これは一体誰の責任でしょうか？ このようにして連行された人達は、炭鉱・鉄道工事・ト

ンネル工事等の重労働をさせられ、又、一番危険な仕事は、すべて朝鮮人がさせられました。そのため、命を失ったり、傷ついたり、多くの犠牲を強いられました。

こうした中で、解放を迎えた在日韓国人の大部分は帰国しました。彼らには日本政府から何の保証もありませんでした。一方、帰国しても生活の基盤のない人達、又、無一文で帰るに帰れない人達は、どん底の生活が始まりました。その間、日本政府は在日韓国人のため何をしたと言うのでしょうか？ 日本国のために青春を奪われ、命すら奪われた在日韓国人のために何の責任を果たしたと言うのでしょうか？ 私のメモ帳によると、1961年1月7日、当時の法務大臣高杉さんは記者会見で“日本が36年間朝鮮を支配した。しかし、いいことをした。”と言っていたのがある。又、1965年2月15日、当時の外務大臣椎名さんは、衆院予算委員会で“アジアを守るため朝鮮を合併し、満州を建国したのを日本帝国主義と言うならば、それは光栄ある帝国主義と言わねばならない。”と言いその後の自民党両議員総会で“悪い朝鮮人を日韓協定によって、本国に送り込む道が開いたのは、大きな前進だ。”と言った。又、上田誠吉さんは“朝鮮人を教育によって民族の力を弱めれば、それが最上の治安対策である。”

と主張しました。このことから解るように日本政府は過去の侵略を反省しないばかりか肯定すらし、在日韓国人を治安対策の面でとらえるという旧帝国主義の発想から脱皮されていません。日本政府のこのような発想がそのまま地方自治体の行政、国民にまで入り込んでいるのではないのでしょうか。だから戦後30年たっても在日韓国人に対する差別意識が少しも変わらないのは、当然だと思います。この侮辱と差別の意識がなくならない限り、我々の怒りは柔らくことはないでしょう。

私は思想は憎んでも、人間は憎めない。激しい怒りはあっても、それを憎しみにかえてはならないと思います。むしろ怒りを愛情にかえ、私達の民間連は活動方針にのっとり、如何なる差別も撤廃させねばならない。

兵庫県及び各市町村の自治体は、我々在日韓国人に対し、過去の歴史的経緯を踏まえ、すべての差別をすみやかに撤廃するよう強く要望してやまない。私達民間連は過激な政治闘争や暴力を使って勝ち取るのではなく、人道的に、平和的な話し合いの勝利でなければなりません。

隣人の苦しみは、私の苦しみであり、人を苦しめて自己に平和はない。在日韓国人に差別がなくならない限り日本人自身にも差別はなくならないでしょう。私は世界の仲間と全国の仲間と手をくんで、民族差別がなくなるまで闘うことを決意します。

在日大韓基督教兵庫川教会牧師
兵庫民間連代表

【スライド紹介】 「民族差別との闘い——日立就職差別糾弾」

朴鐘碩君に対する日立の就職差別糾弾闘争が、“朴君を囲む会”側の全面勝利に終ってはや1年過ぎました。日立闘争が在日韓国人・朝鮮人解放運動の中で残した教訓は、今後の運動に一つの示唆を与えただけでなく、具体的な方向性としての民間連を生み出してきました。

この度、3年半に亘る“囲む会”の運動を集約したスライドが、民間連の企画・制作（協力A V A C O・R A I K）によって完成いたしました。

このスライドは、法廷闘争や“囲む会”の日立交渉と大衆運動の展開、さらに全面勝訴して朴君が入社するまでの記録を収めたもので、所要時間は約25分。

このスライドが、日立闘争を始め数多くの民族差別を知る教材として各地で活用されればいいと思います。スライドの貸出し等については、R A I Kに問い合わせ下さい。

魅る感動

——日立闘争のスライドを見て——

日立糾弾闘争の記録とはいっても、始めの頃、文字通り朴君を囲んでたちあがった少数のものうちだれもが、こんな形で記録を残そうとは思わなかったに違いない。——もしも、始めからレールのひかれたそんな闘いであれば、闘い自体にそれほどの価値を認められないであろう——だから、今にして思えばもっとたくさんの決定的瞬間もあったし、記録に価するシーンもあったのだが……。

スライドは、後から作られたものとしての限界をもっている。それにもかかわらず、このスライドは、そのほとんどの場面に実際に居合わせた者にとっても、単なる回想の域を

こえて、訴えるものをもっている。

まして、この闘いのことを初めて知る人々に説明するには、このスライドの存在は有益であろう。日本名で記された朴君の卒業証書彼が見た求人広告、採用通知の実物の写真、日立糾弾の写真等が、事件の背景を力をもって写し出すなかで、静止しているとはいえ、朴君や若い人々や牧師や弁護士たちの人物像がいきいきと浮びあがってくるからである。

A V A C Oの制作者の労を謝するとともにこのスライドが日本の、そして韓国の新しいキリスト教のあり方を示すひとつの好い企画となっていることをも指摘しておきたい。

（山口明子）

外国人の雇用拒否は法律違反ではない

労務行政研究所(労働省認可団体)
在日韓国人に対して「殺人宣言」

労働省の認可団体である財団法人「労務行政研究所」が発行している「労政時報」と言う労務管理に関するエキスパート誌の「相談室」欄に「外国人という理由で採用を拒否しても法に反しないか」といった主旨の質問に対し「労基法3条・憲法14条・民法90条に照らし合せても違反しない」という回答が掲載されており、明らかな民族差別に基づく就職差別として問題になっている。

この相談室の回答者に労働省の人間が7名、厚生省2名、国税庁1名が名をつらねており、労働省の指導監督のもとにある認可団体でもあるので、当然、労働省の行政指導における責任が問われる。

この問題を重視した、在日韓国人問題研究所(RAIK)、日本朝鮮研究所、川崎在日同胞の人権を守る会、神奈川朝鮮問題研究会、兵庫県連絡保障協議会の五団体は、労務行政研究所(以下労研とする)に対して事実確認の電話をしたのち、7月25日、労働省と第一回目の抗議交渉を持った。

さらに問題は7月27日の「民族差別と闘う関東連絡協議会」の結成集会でも取りあげられた。現在、この問題は関東民闘連によって担われることとなり、民族差別撤廃にむけた闘争として設定され、運動化されることとなった。

労働省・労務行政研究所糾弾に総力を！

■出るべくして出た「労政時報」

4年にわたる日立闘争が終りをつげ、実質的な諮問委員会を獲得しながら朴君が入社しても、同胞の就職差別に対する恐れが少しなりとも解消されるということにはならなかった。

われわれの主張の正しさを全面的にとりあげ、民族差別の歴史と現実を正面に据えながら下された判決の意義は大きく、今後取り組まれるであろうあらゆる民族差別斗争の基礎になることは言うまでもない。しかしながらわれわれの同胞は日立に勝利したことを喜びながらも、これで就職は更に困難になるということを予感した。日立のことでこりて、これからはもっと巧みに差別をするに違いないというのである。

事実その予測は適中した。判決の半年後に出された「労政時報」相談室での質問と回答即ち「企業経営の方針の問題」として「できれば外国人の雇用は避けたい」「外国人になるがゆえに採用しないということは差支えないでしょうか」という質問に対して、労働省の役人がなした回答は「いずれの点からしても、ご質問の点は、違法性はない」とあるのだが、中企業以上の会社にはあまねく読まれている「労政時報」が相談室コーナーにこのようなものを掲載したこと自体、企業側がなんとか在日朝鮮人への門戸を閉ざそうともがきはじめたという、社会的背景を浮き彫りにしているのである。

企業側が朝鮮人対策をとりはじめたということは、裏返してみれば、これまでは当然の

こととしてなされてきた就職差別に対して、それを不当であるとする動きが出てきたということの意味している。そのような動きを法的に否定しようとして出されてきたのが「労政時報」相談室であり、それはまさに兵庫における進路保障の闘いや、日立闘争を背景として考えるとき、出るべくして出たものなのである。

■ 闘いの照準を労働省に

— 日立闘争の決算を。 —

日立闘争はいろいろな角度から評価されるべきものである。本名を知らず本籍地をいつわった朴君は、ある意味では典型的な在日朝鮮人青年であった。その彼が、4年の闘争の過程を通して彼の生き方が「民族全体の貴重な教訓」（東亜日報）であると言われるようになった。4年間摸索され続けられた運動の質が、本国の同胞をしてそのように言わしめるものをもつようになったのである。

われわれが勝ち得た判決は、われわれが達した地平を反映している。その限度はわれわれ自身の力量の限度でもある。日本全土8ヶ所での抗議運動、韓国での不買運動、欧米での不買決議は、朝鮮人であることを理由にした解雇を禁止する判決をもたらした。しかし雇われる朝鮮人がいないのであれば、解雇される朝鮮人がいる筈もない。われわれの次の目標は、朝鮮人であることを理由にした採用拒否との闘いである。

朝鮮人不採用を法的に保障した「労政時報」を徹底的に糾弾できないのであれば、口では差別はいけなと言いつつその相談室の回答者となっている労働省、就職差別が日々行なわれている現実に対して何もしてこなかったその労働省に対して、われわれが運動を組めないのであれば、一体日立闘争の勝利が何んであろう？ われわれに求められているのは、日立闘争の決算である。日立のみでなくあらゆる企業に就職の門戸を完全解放させることである。われわれはその為に闘いの照準を労働省に定めねばならない。そしてその闘いを担い得る力量を貯えねばならない。日々

の実践を積み重ねながら、民族差別と闘う戦線を広げなければならないのである。

関東の地にあって日常的な民族差別を許してしまっているわれわれの力量の無さ、基盤の弱さを克服して、就職差別の元凶労働省と総力をあげて闘おう。（C・S）

〔交渉経過〕

一労働省、労務行政研究所との一

■ 労働省のりりくらりと責任回避

労働省に対する抗議行動を前に、労政時報に掲載された問題の回答が、どのようなルートと責任のもとに書かれたかを、日本朝鮮研究所の佐藤勝己氏が労研と労働省に対して、電話で事実確認を行ったところ以下のような回答があった。

労研は「労政時報の問題の回答は、労働省の労働基準監督課で書いたものである」と返答した。直後、労働省に問い合わせたところ「後で調べる」と速答を避けた。数日後さらに問い合わせたところ「調査の結果、労政時報の問題の回答は、民間人に頼んで書いてもらったもので、証拠に原稿料の領収書がある。私たちは名前を連ねてはいるが原稿を見ているわけではない」と無責任きわまりのない返事であった。

7月25日 労働省の交渉直前に労研に対して再確認をとったところ、「前日の応答はミスで、時報に掲載した問題の回答は、労政相談室が外部の人に頼んで書いてもらった。労基法関係のものには、労働基準局の担当の者が目を通すことになっている」と労働省の返事とつじつまを合せた。

同日午後2時、労働省に対する抗議行動が開始された。抗議団は、在日韓国人問題研究所、日本朝鮮研究所、川崎在日同胞の人権を守る会、神奈川朝鮮問題研究会、そして兵庫県進路保障協議会等、12名によって構成された。労働省側は、基準監督課の小野、他2名が出席した。

交渉は、労政時報問題についての労働省の



責任を追求する確認会の形式で行なわれた。

労政時報問題についての労働省の見解を追求したところ、①回答文は、労政相談室で回答するものと、役所で書いて回答するものがある。今回の回答文は労働省の担当者が書いたものではない。②回答文に対する見解は三菱樹脂判例が外国人の雇用問題に適用できるとし、外国人雇用がいかかわるいかについては、職業安定所の書簡等の行政指導の問題である。③外国人雇用問題についての法律論議では、三菱樹脂の判例により、憲法14条労基法3条に直接触れることはない。最高裁判決は思想・信条の問題外にも、全体・包括して捉えられる。また、この問題が民法90条の公序良俗に違反するか否かは、同和問題等に対しては成立つ余知があるとし、在日韓国人への就職差別が民法90条に違反するか否かは、ケースバイケースである。との見解を示した。

さらに、在日韓国人の就職差別の実態についての見解を追求したところ、①在日韓国人の就職がむずかしいということは、一般的に知っているだけである。②労働省は、在日韓国人への就職差別をしてはならないと言う行政指導をしているのか、という問に対して、職安の行政指導の問題は話として聞いている。つまり、労働基準局の所管ではなく、職安の行政指導の問題であると返事した。

労働省側は、予想された通り、労政時報問題についての責任を回避する答弁をくり返し外国人を雇わないことが法的に違反するか否かについても、あいまいな見解を示すのみで交渉団の憤激をかった。

最後に次回交渉までの回答要求4項目をあげて交渉を終った。

■労政時報の回答は在日韓国人への殺人宣言

7月28日、労働省に続き「労働行政研究所」に対して抗議行動を行った。交渉団は、兵庫進保協をのぞく労働省抗議団と同じ構成で行なわれた。労研側からは、編集長の他1名の出席であった。

抗議団は、①労政時報問題に対する見解、②相談室の回答者を明らかにすること。③質問者について、④回答文に対する編集部の見解、等について事実確認をせまりながら追求した。

①については、「現実の社会問題としての配慮を欠いた」という見解を示すも、どのような社会問題であり、深刻性を有したことであるかの認識を欠いたものであった。抗議団からは、日立判決以降、企業側の対応策として外国人雇用拒否の法的根拠を求めて来たものであり、労働省の実質上の行政指導の役割を果たす労研の計画された「意図」を鋭くついた。

②については、終始不明朗きあまりのない
答弁が続き、労働省と口うらをあわせるかの
ように部外者が回答文を作成したと主張。

③については、労研の「作問」であり、実
際の投書ではないと主張。抗議団は、作問で
あると主張する根拠が不明確ではあるが、よ
しんば作問であるとするならば、なおのこと
民族差別を奨励ないしは助長する法的根拠を
一方的解釈によって提示することは、就職差
別を正当化するための意図的かつ犯罪的行為
ではないかとせまった。

④についての法解釈は間違いのないもので
あると主張。民法90条の公序良俗に違反し
ないのかとの抗議には、「記述に妥当性を欠
いた」という要領の得ない答が返ってきた。

その後、抗議団はいったん休憩に入り、抗
議団としての主張を一応なしたとして、労研
に対し、明確な回答をすることを強く要求す
るとともに、次回交渉に理事長の出席を求め
て交渉を打ち切った。

■“一般外国人”とは“青い目の異人さんの
ことです”

8月5日 労務行政研究所に対する二回目
の抗議交渉が、夕方6時より労研の会議室で
もたれた。抗議団は前回と同様の構成で、労
研側は、専務理事、編集長と他1名の計3名
であった。

交渉の最初に、前回7月28日の抗議団の
要求に対して、労研側は文書で回答をし、そ
れを読みあげた。(13頁に掲載、参照)

抗議団は回答文にそくして質問をはじめ、
前回と同様のポイントでまず事実関係を明ら
かにすることをせまった。

労研のこの問題に対する回答文は、謝罪文
とも自己批判文ともとれるしるものであり、
事の重要性を語りいっぺんの一般論で語る域
を出ないものである。

相談室の質問及び回答文における外国人と
は、“青い目の異人さん”をさし、在日韓
国人・中国人を対象としたものではないとの詭
弁をろうし、あくまでも在日韓国人・中国人
への差別を肯定したものでないと弁明した。

これに対し、抗議団からの、青い目の外国
人が日本で就職できると思うか、との問には
返答することができず、在日韓国人・中国人
以外の外国人が日本で就労する場合、特定の
在留資格を持った者のみであることは知らな
かったと発言。さらに、在日外国人の何々が
在日韓国人・中国人であるかとの問にも答え
られず、朝鮮人差別問題に対する配慮に欠け
たとする字句を回答文に用いながら、何等の
認識も持たぬ上で書いた不誠実きわまりのない
回答文であることを露呈した。

相談室の設問が作問、投書にかかわらず、
そこにかかれた外国人の対象は、在日韓国人



中国人でしかあり得ず、回答文もそのことを対象にして書かれているのである。企業が青い目の外国人を雇うことに対する相談をするわけがなく、労研の回答は疑瞞にみちたものであるとしかいいようがない。

こうして、労研の疑瞞と虚飾にみちた回答文は、抗議団の差別を許さないとする強い姿勢のまえにさらされ、色あせたものとなった。

最後に、交渉における今後の課題として以下のような確認をして交渉を終えた。

①作問の責任は一切編集部にある。

②作問の背景として、在日韓国人・中国人を念頭に置いてつくったものではない。

③相談室の回答は、読者の側（企業の採用担当者）にとっては、外国人と言う対象が在日韓国人・中国人であると受け取るのが自然であり、そうした現実がもたらす社会的責任を痛感している。

④こうした設問と回答を掲載したことは、企業の在日韓国人・中国人は採用したくないと言ふ要求を反映したものであり、そうした要求に労研が応えたとする抗議団の見解は、労研としては否定する。

⑤回答文の作成者を知らせることはできないし、現在のところでは交渉の席に出るよう説得もしない。

⑥国籍を理由とした就職差別は、民法90条違反でになることは明確である。

以上

■ずさんな労務行政を露呈した労働省

8月7日 二回目の対労働省交渉が、午後2時より労働省4階の会議室でもたれた。

交渉をはじめめるに際して、今後この団交は関東民間連が抗議団として相対することになったことを表明し、兵庫進保協がこれに同席して抗議行動を共にすることを明らかにした。

関東民間連側は、総勢20名で抗議団を構成。労働省側は、労働基準監督課、職業安定指導課、職業安定雇用援護局等から計5名が出席して交渉が行なわれた。

まず、7月25日の第1回目交渉の席上で抗議団側から要求した4項目の答弁を求めた。

①就職差別の実態については、何等の把握もできていない。

②日立判決以降、労働省はどのような行政指導をしてきたかについては、意味不明で理解しがたく、結局のところ何もしていないことを労働省が語るにおちて証明した。

③「労政時報」についての労働省の統一見解については、(イ) 労政時報の回答は妥当を欠いたものではあるが、労働省としては責任はない。(ロ) 労務行政研究所にどのような行政指導をするかについては、今後、このような事がないように指導するという、通りいっぺんの回答であった。

④神戸A社の調査、指導については、仮空のものであり、調査のしようがないと回答。

以上の回答からもわかるように、回答らしいものは何一つとしてなく、労働行政の無策を露呈するものでしかなかった。むしろ、労研の行為を放置すると言うことで、労研が示唆した外国人雇用拒否の法的根拠を、暗に肯定し、そのことがもたらす社会的責任は、ひとえに労研にあるとした傲慢この上ない対応であった。

労政時報の法解釈に間違いがないとする労働省に対しては、抗議団の一員である仙石弁護士から鋭い反論がなされ、労働省及び労研の一方的解釈、歪曲が指摘された。

さらに、労働省は労政時報の相談室に名をつらねていながら、回答文は書いたこともなく読んだこともないから一切の責任がないとひらきなおし、抗議団の猛烈な反発と糾弾に油をそそいだ。労政時報の設問と回答文によって、どれだけの在日韓国人が切り捨てられ就職の門戸が閉ざされることによって、どれだけ殺されていったのか。労研が犯した社会的行為は、社会的殺人に等しく、労研に対して労働省が認可を与え監督下においてある以上、その責任はなんとしてもまねがれることのできないものであるという、在日韓国人の怒りに満ちた熾烈な糾弾が続いた。

さらにまた、採用差別について、つまり労政時報の相談室の設問に対する回答には行きすぎあるとしながら、基準監督課は、最高裁

の三菱樹脂の判例に即して言えば、労基法3条の解釈及び憲法14条にふれた回答で良いとし、安定指導課では、職安法3条をふまえて労基法3条を解釈した回答をしなければならぬと、食い違いを見せ、労働省の相談室の回答文に対する解釈と是正に対して統一見解を得ることはできなかった。つまり労政時報の法解釈は正しいとする労働省の主張に矛盾が露呈され、その歪曲性が一層あきらかにされた。

抗議団は、こうした労働省の疑瞞と矛盾に

【資料1】

「労政時報」相談室の問と答

第2256号（75—2—14発行）

相談室

▶この欄は労働問題に関する会員の研究室であり相談室であります。労働法はもちろん、その他関連法規の解釈や運用、手続の方法など、どんな問題でも遠慮なく本欄にご相談ください。なお、質疑に対する回答は関係官庁の係官および当所労政相談室で行なっております。

— 回答担当者 —

労働省関係	高梨昇三	(労政監部法規課係官)	清水伝雄	(職業安定局失保課係官)
	小野良二	(労働基準監督署係官)	大森章吾	(大臣官房労働保課係官)
	新村浩一郎	(労働基準局賃金課係官)	岩永好弘	(社会保険庁健康課係官)
	田中輝昭	(労働基準局労務課係官)	濱田洋一	(社会保険庁総務課係官)
	川西利興	(職業安定局指導課係官)	三好毅	(逓信部審理課係官)
		厚生省関係		国科庁関係

◇外国人であることを理由に 採用拒否することは違法か

問 先日新入社員を募集したところ、某国人が1人応募してきました。当社としてはこれまで外国人を雇用したことがなく、できれば外国人の雇用は避けたいと思います。このように、外国人なるがゆえに採用しないということは差支えないでしょうか。企業経営

の方針の問題なので、当然差支えないように思いますが……。

労基法第3条や憲法第14条の関係などをどのように解釈すべきか、ご教示下さい。

答 ご質問は、入社希望者について、外国人であるがゆえにその雇入れを拒否することは違法ではないかということのようですがそれについては、労基法第3条、憲法第14条あるいはそれが公序良俗に反しないか、

等の点を検討する必要があります。

(1) まず、労基法第3条には、「使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」と定めています。もし、雇入れ拒否が、ここにいう「労働条件について、差別的取扱」に該当するならば、ご質問の点は正しく、同条に違反するわけです。

この点について、雇入れも労働条件に該当するとみる説もないではありませんが、通説は、雇入れは本案の労働条件に含めるべきではないとしています。

最高裁は、最近「労働基準法3条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない」(昭和48.12.12 最高裁大法廷三菱樹脂事件)と判示してこの考え方を明らかにしました。

(2) つぎに問題となるのは、国籍または人種を理由とする雇入れ拒否と憲法第14条「すべて国民は法の下に平等であって、人種……により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の法の下での平等の規定との関係であります。これについても前記最高裁の判決が、きわめて明快に述べています。すなわち、「……憲法右各規定(憲法第19条と第14条のこと)は、同法第3章のその他の自由権の基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もっぱら国または公共団体の統治行動に対する関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。」

つまり、憲法が規定している個人の自由や平等は、国や公共団体の統治行動に対する関係において、侵されることがない自由権、平等権として保障されますが、私人間の関係では、各自のもっている自由と平等の権利自体が具体的場合に相互に矛盾対立する可能性

あり、そのような場合の対立の調整は、原則として私的自治にゆだねられているわけです。

したがって、私人が、国籍(憲法第14条の表現でいえば、人種)により、他の私人を差別したとしても、直接憲法(第14条)違反の問題は起こらないわけです。

このように、自由権・平等権の私人相互間の調整は私的自治にゆだねるのが原則ですが、ただ、一方の他方に対する侵害の態様、程度が社会的に許容しうる一定の限界をこえる場合には、法がこれに介入してその間の調整をはかる、ということになるわけです。

労基法(第3条)も、そのような立法的介入の一つの場合とみるべきものですが、同法(同条)も、本件の場合に適用がないと解すべきことは、(1)で述べたとおりです。

(3) 一方、企業者は、憲法第22条(職業選択の自由)や第29条(財産権)の規定によって、財産権の行使や営業その他広く経済活動の自由を基本的人権として保障されています。一般的に言って、企業者は、自己の営業のために、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がないかぎり、自由にこれを決定できるといふべきです。

外国人であるがゆえに雇入れを拒否することを違法とする立法がないことは前記のとおりですが、さらにそのようなことをしてはならないとする公序良俗があるとする根拠もないといふべきでしょう。

以上、いずれの点からしても、ご質問の点は、違法性はないと思われます。

(当所労政相談室)

参考

■労働基準法第3条

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

■憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差

別されない。

■民法第90条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす。

【資料2】

労務行政研究所の文書回答

昭和50年8月5日

日本朝鮮研究所ほか
関係諸団体 各位

(財) 労務行政研究所
編集部長 中村 宗典

「労政時報・相談室問題」に関する事情説明
および当研究所編集部見解について

昭和50年7月28日に開催いたしました
あなたがたとの会談の席上、ご要請を受けま
した標記の件について、下記のとおりご回答
申し上げます。

記

1. この問題に対する基本見解

当研究所発行の「労政時報」第2256号
(昭和50年2月14日発行)相談室に掲載
した『外国人であることを理由に採用拒否す
ることは違法か』という問答の内容について
は、法解釈上一部に行き過ぎがあり、また、
公共出版物という性格上、社会的背景(在日
朝鮮人に対する差別問題が根強く存在し、深
刻化している実情)に対する配慮に欠けてい
たことを深く反省し、関係者の皆様に多大な
ご迷惑をおかけしたことについて、おわび申
上げます。

今後、あなたがたとの話し合いを進めてい
く中で、今後とるべき措置について十分協議
いたし、当研究所のできる範囲内で、できる
だけ速やかに善後策を講じたいと存じます。

また、この問題に対する認識を今後とも一
層高めていく努力を続けていくとともに、再

びこのようなあやまちを繰り返さないことを
誓約いたします。

2. 事情説明

(1)労政時報について

略

(2)相談室について

中略

・回答担当者 質問に対しては、関係法
令に照らし、公平・正確な回答を必要とする
ため、回答担当者は原則として所管官庁の担
当官に依頼しているところである。

しかし、毎週3本という掲載頻度から考え
て、官庁筋の回答だけでは間に合わないため
当編集部において処理したり、あるいは外部
の専門家に回答方を委任している。

その場合、回答の責任の所在を明らかにす
るため、当研究所編集部独自の回答、または
外部専門家の回答になるものである場合には
回答の末尾に「当所労政相談室」と表示して
いる。

(3)問題となった本件に関する質問者および
回答者について

・質問者について

本件「問」欄には「神戸市A社」と表示し
てあるが、実際は当編集部で作成した問題で
あり、神戸市A社というものは実在しない。
問題を作成した意図は、以前に匿名企業から
同旨の電話質問があり、他企業でも実務上の
問題になっているものと思われたので、その
疑問に答えることにあったものである。当編
集部としては、朝鮮人に対する差別意志は毛
頭なく、この問題についても、どこまでも一
般的な外国人に関する問題として取り扱った
ところである。ただ、差別意志はなかったに
せよ、現に存在している就職差別問題に対
して配慮がなされていなかった点については深
く反省している。

・回答者について

本件の回答担当者は、当編集部が委嘱した
外部の専門家であるが、その氏名は公表する
ことはできない。

それは、官庁以外の回答担当者に対しては

氏名を公表しないという約束で委嘱しており出版道徳上、その約束を破るわけにはいかないからである。また、回答者名を「当研究所労政相談室」と明記してある以上、その執筆責任・出版責任が当研究所にあることは当然と考えている。

回答者に対しては、あなたがたからのお申し越しの趣旨を十二分に伝え、現在本人自身も深く反省の意を表している。さらに今後このようなあやまちを再びおかさないよう、本人に対して、責任をもって説得にあたり、その労をおしまない。

3. 当該回答内容に関する当編集部の見解 (「総論」)

本件回答の論旨において「労働者の雇入れに際して国籍を理由として差別してはならないとする直接的な制限規定が法令中にある」とする直接的な制限規定が法令中にあると述べていることは誤りではないが「外国人であるがゆえに雇入れを拒否してはならないとする公序良俗があるとする根拠はない」と断定したことは、朝鮮人差別問題に対する正しい認識を欠いたものであり、明らかに行き過ぎがあった。この点については、大きなあやまちをおかしており、深くおわびするとともに、なるべく早い機会に、誌上でその

訂正を行ない、誤解の一扫にできるだけ努力をしなければならないものと考えている。

◇ ◇ ◇

本件回答は、(1)労基法第3条 (2)憲法第14条、(3)民法第90条、の3項目に分かれているが、以下、各項目について、それぞれ見解を述べたい。

- A. (1)の内容について
略
- B. (2)の内容について
略
- C. (3)の内容について
中略

しかし、後段の論旨は、民法第90条の解釈について明らかに行き過ぎがあり、読者に誤った認識を与える結果となったことは、まことに遺憾であり、深く陳謝するものである。

また、本件相談の回答は、単に法文の解釈にのみとらわれ、その背景にある朝鮮人差別問題に対する認識を欠いていたことは事実であり、公的出版物の立場から考えるとき、なお一層、その結論が不適切であったことを深く反省するものである。

以上

民間連ニュース定期購読のお願い

各地にあって民族差別と闘っているグループの連絡機関としての、また運動体相互の協力機関としての民間連の必要性が叫ばれてすでに一年になろうとしています。さる7月27日には、時を同じくして関東民間連と兵庫民間連の結成集会がもたれ、すでに設立されている関西民間連とあわせて、三つの地方で民間連ができたこととなります。

民間連ニュースは月刊とし、毎月2千部発行しています。このニュースは各地の民間連の設立状況や、各地で民族差別と闘っているグループの運動をニュース化し、具体的に各運動体間の連絡を保証するものであります。このニュースを永続化し、内容を充集させていくために、年間通しての定期購読をお願いいたします。料金は送料共で、年1,500円になります。

下記まで定期購読料を振込んで下さるようお願いいたします。

〒160

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

RAIK 内

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替 東京4-30267

民族差別と闘う

各地の運動から

東 北

民族差別撤廃にむけた個別斗争

仙台の地で民族差別と取り組むグループは、日本政府の在日韓国人・朝鮮人に対する「同化・追放政策」に基づいた差別構造との闘いを模索し続けてきた。

日立闘争以降、仙台育英高校と朝鮮高校との暴行事件などの問題に取り組んできたが、差別構造の一翼をなす入管体制に対する闘争を目標に地道な活動が続けられて来た。そしてこのほど、申京煥君にかけられている退去強制がまさに、在日韓国人にかけられた差別と抑圧そのもののケースであるとして、申君闘争の支援運動を展開するにいたった。

■仙台・申京煥君を支える会準備集会

7月13日、宮城県労働福祉会館で60名の参加者を集め、申君闘争を支援する仙台・申京煥君を支える会の準備集会がもたれた。

この集会を設定するにあたり、数千枚のビラを散布すると同時に多数のチケットをさばいた。この日、三つの集会が重なるという状況にありながらも開会にふみきったのは、民族差別のケースとしてこうした問題が存在しているという提起にその主要な眼目をおいたからである。

準備会側からの基調では、入管体制がいかに在日韓国人・朝鮮人を差別と抑圧の体制のなかに追いやっているかという主張とともに65年以降の入管闘争において日本人側の闘争がことごとく破れ去っていったのは何故なのか、といった総括のなかで、申君闘争を担い切ることが今まさに日本人の闘争の質を問われているのだと強調した。

つづいて行なわれた佐藤勝己氏（日本朝鮮研究所）の講演のなかでも、個別闘争を実質的かつ豊かなものとして闘いきる事の重要性が自己体験を語るなかで強調され、地道な活動にてらして闘争を展開することが闘争の勝利をみちびき出すのである、と示唆に富んだ講演が参加者に強い感銘を与えた。

さらに引きつづき「申君を支える会」の宝塚事務局、東京連絡会からのアピールがなされ、以下のスローガンが採択されて集会を終えた。

- ・申京煥君の退去強制を阻止せよ！
- ・申京煥君の在留権剥奪を許すな！
- ・申京煥君の公判闘争を支援し勝利しよう！
- ・在日韓国・朝鮮人の無条件在留を勝ちとろう！
- ・日本の民族差別排外主義と闘おう！
- ・入管・外録体制の再編強化を粉碎するぞ！
- ・韓国へのあらゆる侵略と闘おう！

■「仙台・申君を支える会」正式発足

7・13集会の後、7月28日に結成会議がもたれた。総会、事務局、運営委員会、例会が設定され、規約が制定された。この後、第1回目の運営委員会が開かれ、現在20数名いる会員をさらにひろげ、署名カンパ活動が討議され、9月22日の裁判にむけ決起総会の集会を開くことが決定された。

京都韓国学園建設問題 の意味するもの

京都韓国学園の建設問題は、様々な問題の展開を見せ私達在日本韓国人社会に深刻な問題な提起をしております。まず第一に地元住民のかたくな民族的偏見（民族排外主義）の問題があります。韓国学園の建設を達成するためには、造成・建設工事に伴う技術面や環境保護問題等を解決せねばなりません。しかし、ただ、そのための話しすらできないのは地元住民の民族的偏見に因るものです。この民族的偏見は何処の建設予定地でも存在していたように、日本社会全般に渡って存在しており現在あらゆる形態の運動が日本社会の是正を求めて闘われています。

最近の例では、日立就職差別問題においてようやく、部分的ではありますが、在日韓国人の基本的な人権を保障するための条件を勝取ることができました。これらの闘いは在日同胞の基本的な意味における人権を獲得する闘いでもある訳で、韓国人としての民族教育を受ける権利も、あまりにも当然すぎる基本的権利なのです。しかし比較的順調であった日立の場合でも、この部分的な勝利を得るために費やされた時間と労力は莫大なものでした。長期化する運動によく耐え、具体的な成果を蓄積させてゆくと同時に新しい質を勝取ってゆく運動主体勢力の質がそれを支えて来たといえるでしょう。

私達が京都韓国学園建設問題を考える場合も、単に地元住民による民族差別あるいは日本社会全体としての民族排外主義だけを問題にする訳にはゆきません。何故なら、運動主体勢力としての私達在日本同胞に、この運動を通じて返ってくるものが最も重要な問題と考えるからです。これが第二の問題です。

現在おびただしい数の同胞青少年は、民族教育に触れる機会すら与えられずに、同化傾

向を深め自己の存立基盤を見出せないまま民族虚無に陥り、日本社会に迎合して生きようとしています。又、民族的自覚を持つことができた者達でも、個別の領域での作業が持つ限界から、自らの民族性の発露を育て発展させる“場”を切実に求めているのではないでしようか。これらの状況は社会・家庭・教育機関全般に渡る民族教育の停滞を意味しています。この様に様々な立場から出発する同胞の声は等しく“民族教育の発展を！”と叫んでいるのです。京都韓国学園の建設問題はこのような意味における“在日同胞の悲願”だといえと同時に現在克服の足掛かりとする“期待”でもあるのです。

にもかかわらず、建設事業が開始され14年間も経た現在なお同じ様な段階で足踏みしている事実は、様々な阻害要因が如何に強力なものであるか如実に示しています。

私達は韓国学園建設の阻害要因を

（日本人が主体となって解決すべき問題）

1. 地元住民による民族的偏見。2. 日本政府の対在日韓国人政策—京都市の消極性。

（同胞が主体となって解決すべき問題）

1. 在日同胞の民族教育に対する権利意識・関心の低下（同化傾向の裏がえしとして）。2. 民団の権益擁護団体としての使命喪失。3. 本国政府の棄民化政策（在日同胞に将来に対する無関心ばかりか情報政治による弾圧すら行っている）。等の問題点として考えております。

韓国学園建設問題とはこれらの在日韓国人社会全般にわたる問題点が、在日韓国人の悲願を無残にも踏みしめている現実を示しています。しかし、これらの指摘はまだまだ抽象的な論議の域を越えていません。具体的に如何にすべきかという答えは、上に指摘した問題点から起因し、現在の時点で起っているあるいは将来起ってくるであろう具体的事象を一つ一つ排除・克服してゆく過程を通じて獲得され、同時に新しい状況認識の質をも提供してくれるでしょう。そして、その過程のみが私達在日本韓国人の将来の指針・民族教育の指針を具体的にえがきえるものとしてくれ

ると考えています。そのためには多くの同胞が自らの問題として韓国学園建設問題にかかわることが強く要請されており、またそれなくしては学園建設を実現可能ならしめることができないでしょう。

京都韓国学園建設促進青年協議会

(京都韓国学園問題資料Ⅰ巻頭言より)

関 東

本能化している 子供たちの差別への恐怖

—川崎における地域子供会活動—

川崎における地域活動の取り組みの一つとして、子供会活動があることは、本ニユースの創刊号、2号で掲載してきた通りである。今回は、子供会活動の実践のなかで、子供が差別に対してどのような感情を持ち、それと対処しているかをレポートしてみたい。

■子供たちに本名を名のらせる

川崎で地域の子供たちを対象とした活動がはじめられたのは、日立への裁判闘争が勝利した74年の夏頃からである。当の日立に対する糾弾は今だ冷めやらず、日立本社に対する直接の大衆抗議行動が継続されるなか、川崎の韓国人青年たちは、日立の長い闘争で得た地平である<差別>と<同化>に対する闘いを、現実の自分の身近における場のなかで変革していくことが、<差別>と<同化>を喰い止める最良の道であると考えた。青年たちは、自分たちが生きて来た過程の検証を日立闘争のなかで、朴鐘碩の闘いを自己に対する踏み絵として受けとめてきた。差別はいけないものとするなかで、差別を受け入れてしまう自分自身の生き方を問いはじめたのである。<差別>と<同化>に対する最大の武器はいったい何であろうか。それは自分自身

への認識である。自分はいったい何者であるのか。つまり自己確認であった。

自己の体験を通して一番欠落していたものが何んであるかを問いつづけるなかで、子供たちに何をまず重要なものとして植えつけるのかが決められた。その具体的なものの一つとして優先されたのが「本名を名乗る」ことであった。

■夏休み子供会キャンプの計画

昨年の夏にはじめられた子供会キャンプは今年も行なわれた。今年は、4月に発足した「桜本学園」の子供たちを中心に地域の子供をさそって行なわれた。クラスを3つに分け小学生低学年(1年~4年)、高学年(5年~6年)そして中学生である。これとは又別に、在日朝鮮人の多くが密集する池上町の子供を対象にして、8月4日~9日の期間、町内会館を利用して「池上町町内子供会」がもたれた。この町内子供会には、川崎在日同胞の人権を守る会の青年の他、関東民間連の結成集会で呼びかけた日本人青年が6~7名参加した。

■差別なんかないさ

桜本学園の中学生を対象としたキャンプは2泊3日の日程で15名が参加して、静岡県の実鶴で行なわれた。

分団を韓国人の子供で二つ、日本人の子供で一つの三つに分け「在日朝鮮人の情況」「自分の生い立ち」「朝鮮人には何故二つの名前があるのか」といったことが話しあわれた。

参加した在日韓国人の子供たちのほとんどが、日本名で日本の学校に通い、本名を聞くのがはじめてという子供たちであった。

日立闘争のスライドを見せ、キャンプに参加した朴鐘碩君の話があった。

参加したリーダーから、在日朝鮮人の情況と、韓国人としての自覚を持って生きるようになるまでの生いたちが話された。子供たちは何か圧倒されたように、だまりこくって聞いていた。

しかし、その後の話しあいのなかで、ある子供は「先生達は、民族というものを気にしすぎているのではないか、自分達は、そんなものには少しも関心がないし、差別があることは知っているが、差別されているとも思わない」と語った。「それじゃあ君たち韓国人が何故本名を使わず、日本名を使っているのはどうしてなのか」という問いには、黙したままであった。

■ 差別に対する防衛本能

分団でかたりあううち、はなしあいで問題になった「差別なんかないさ」と発言した子供が告白した。「家に日本人の友達 came ととき、父が大きな声で朝鮮語をはなすのを聞いて友達は、あれ何ときくので、知らないよ答え自分の部屋へ押し込み、ステレオのボリュームをあげて話し声が聞こえないようにするんだ」そして彼は「自分は朝鮮人ということに気にしていないと思っていたけど、よく考えてみると民族ということをいつも気にして

いるんだ」と語った。

彼らは、自分が朝鮮人であるということを宣言することが、どんなかたちで自分にとって不利になることを知っている。差別がよくないということは彼らもよく知っている。しかしそれ以上に、自分が差別される側の人間として位置したときの現実の恐さを、見聞や体験とともに本能的な恐れをいだいているのである。

彼らといろいろ話しあってみると、本名を名のらないのは差別があるからだという。その差別に対する闘いが、自分をあきらかにすることによってはじめて可能になるんだと納得させるには、あまりにも重い現実が目前に横たわっており、そのことを誰よりも彼ら自身がよく知っている。それだけに、彼らとの対話が必要であり、ほんとうの意味での人間関係が求められている。そのための「場」と活動が求められるゆえんであり、必要なのではないだろうか。

編集後記

酷暑のさかりに関西、中国、北九州地方の民族差別と闘うグループを尋ね歩いて来ました。重く沈潜した気持と昂揚した気持が錯綜して今だ整理がつきません。

帰京したトタンに、民族差別に基づいた就職差別は法的に許されるとした「労政時報」の問題に直面し、日本社会と体制の排外主義の根深さに対して憤慨を覚え、どうにもならない気持です。

東と西で正式にスタートした「民闘連」の闘いを、なんとしても内実のあるものにしなければならぬと思います。

(B・J)

今号は、二つの大きな出来事がニュースになっています。一つは関東と兵庫で民闘連の結成集会がもたれた事。もう一つは労政時報の問題です。民族差別をなくすために闘っている人達にとって前者はグッドニュースであり、後者はバッドニュースであります。労政時報の問題は、私たちが今まで蓄えた力を注いで勝利を得なければならないと思います。民闘連ニュースはこれからもこの問題を追っていきたいと思います。

まだまだ現場の人たちの声を直接ニュース化するまで至っていません。読者諸兄の投稿をお待ちしています。

(K・S)

資 料 案 内

☆ R A I K発行資料

◎在日韓国人の闘争 — 民族の苦難をのりこえて — (紙1)	200円
◎韓国キリスト者の叫び(紙2)	200円
◎京都韓国学園問題(紙3)	100円
◎申京煥氏強制退去問題(紙4)	100円
◎児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動(紙5)	100円
◎全国版 — 在日韓国人の闘争 — 児童手当・公営住宅入居等の生活権擁護運動の記録 (紙6)	200円

☆ 各運動体発行資料

◎「マイノリティ問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊	100円
◎「コゲ」(コゲ)第1集・2集 在日大韓基督教女伝道会全国連合会刊	各300円
◎燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊	各300円
◎日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊	200円
◎申京煥君の強制送還を許すな! 申君支援運動, 資料集紙1 申君を支える会刊	300円
◎日本人にとって何が問われているか — 在日朝鮮人の歴史と位相 — 阪神地区同和教育協議会・兵庫県高校進路指導研究会阪神支部共編	200円
◎「アジアの政治犯」(月刊) アジア政治犯情報センター刊 東京都千代田区猿楽町1-5-3 鈴木ビル3F B	100円
◎京都韓国学園建設促進に向けて 京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
◎京都韓国学園問題資料I — 学園 — 京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
◎在日朝鮮人の就職差別について — 朴鐘碩君の裁判をてがかりに — 朴君を囲む会刊	50円
◎原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張(資料集紙1) 朴君を囲む会刊	300円
◎韓国通信 第11号 韓国問題キリスト者緊急会議刊	100円
◎証言集1(朴君を囲む会資料集紙3) 朴君を囲む会	200円
◎証言集2(" " 紙4) "	150円
◎証言集4(" " 紙5) "	150円
◎朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 "	400円
◎就職差別裁判・判決全文 "	100円
◎韓国自由言論実践白書 アジア政治犯情報センター他刊	200円
◎韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えて — 記録と総括 — オーグル牧師を迎える実行委員会刊	200円
◎アジアの人権 創刊号 アジア人権センター刊	500円
◎資料集 外国人子弟の教育についての諸問題	300円
◎地域運動の手引き 在日大韓基督教青年会全国協議会刊	500円
◎民間連ニュース 創刊号 民間連刊	100円
◎ " 2号 "	100円

◎印はRAIKに在庫有り。○印は、直接発行団体から取り寄せて下さい。

発行日 1975年8月15日 毎月1回発行 頒価 100円

発行人 民族差別と闘う連絡協議会

発行所 在日韓国人問題研究所(RAIK)

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

RAIK 振替口座番号 東京5-30268 民間連 振替口座番号 東京4-30267
